

## 沖縄県災害拠点精神科病院に関する指定要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年7月31日付け医政地発0731第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)及び「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年6月20日付け医政発0620第8号・障発0620第1号厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)に基づき、災害時の精神科医療提供体制において中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を整備するため、沖縄県災害拠点精神科病院の指定(以下「指定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

**第2条** 沖縄県知事(以下「知事」という。)は、県内に所在地を有する精神科病院が次条に規定する要件に適合する場合で、当該精神科病院が災害拠点精神科病院として運営されることが適当であると認められるときは、当該精神科病院の開設者と指定協議書(様式第1号)により協議し、同意の下に指定をするものとする。

(厚生労働省が定める指定要件)

**第3条** 指定を受けようとする精神科病院の開設者(以下「申請者」という。)は、当該精神科病院を第1条の「災害拠点精神科病院の整備について」別紙1の災害拠点精神科病院指定要件(以下「指定要件」という。)に合致させなければならない。

(指定申請)

**第4条** 申請者は、第2条により指定に同意する場合は、指定申請書(様式第2号)に、説明書(様式第3号)その他関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(沖縄県医療審議会への諮問)

**第5条** 知事は、指定をしようとするときは、諮問書(様式第4号)にその他関係書類を添えて、医療法(昭和23年法律第205号)第72条第1項の規定により設置された沖縄県医療審議会に諮問し、その承認を受けなければならない。

(災害拠点精神科病院の指定)

**第6条** 知事は、沖縄県医療審議会の承認により指定をしたときは、指定通知書(様式第5号)により、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 知事は、申請書の不備又は沖縄県医療審議会の不承認等により指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第6号）により、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

（変更の届出等）

**第7条** 現に指定を受けている精神科病院（以下「災害拠点精神科病院」という。）の開設者は、指定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに指定申請書変更届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（指定の解除）

**第8条** 知事は、災害拠点精神科病院が指定要件に合致しなくなった場合又は災害拠点精神科病院の運営において重大な支障があると認められる場合は、解除通知書（様式第8号）により、指定の解除を行うものとする。

（厚生労働省への報告等）

**第9条** 保健医療部地域保健課長は、知事が第6条第1項の規定による指定又は前条の規定による指定の解除を行ったときは、速やかに厚生労働省医政局地域医療計画課精神科医療等対策室長に対し、災害拠点精神科病院の指定について（第9号様式）により、その旨を報告しなければならない。

2 指定を受けた精神科病院は、沖縄県医療計画に記載するものとする。

（指定要件の確認）

**第10条** 知事は、災害拠点精神科病院が指定要件を具備しているかどうかを毎年確認しなければならない。

2 国が第3条の指定要件を改正した場合は、知事は災害拠点精神科病院の開設者に速やかに周知するとともに、当該病院が改正後の指定要件を具備しているかどうかを適宜確認しなければならない。

3 知事は、災害拠点精神科病院が前2項の規定により指定要件を具備しなくなったと認められるときは、その改善のために必要な期間を定めて、必要な措置をとるべきことを当該精神科病院の開設者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、災害拠点精神科病院が指定要件を具備することが見込めないときは、第8条に定める指定解除の手続を行うものとする。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。